

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鴨川市長

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 鴨川市 (12223) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 東条地区 (保台、溝下、溝上、根方、田中、男金、相久根、上ノ芝、梅田、小宮、宿の台、入の台、下広場、中広場、後広場、小松原、芝、青木原、細谷、西台、中根、中央、中芝、下芝西、下芝東、仲原、宝性寺、浦中、浦西、浦上、浦下、坂下、袋倉) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年4月8日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東条地区は、鴨川北部道路沿いに広がる水田地帯を中心とした水稻の栽培及び温暖な気候を利用した野菜の栽培が盛んである。
 東条地区は認定農業者5経営体のほか、小規模農家や兼業農家が多く、効率的な作業に資する耕地の集団化や機械化が図られていないため、事業としての効率性や収益性等が悪く、現状のままでは農業経営体の持続化及びその専門化は困難である。
 また、有害鳥獣による農作物への被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地や離農の増加につながり、加えて高齢化と後継者不足は深刻である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、耕畜連携となる稲WCSの取り組みを継続する。また、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、地域内外からの新規就農者に対し地域で支援する。
 さらに、施設整備と生産技術の革新による生産性の向上を図り、農家の増収につなげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 283 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 226 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | - ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 市、農業委員会、土地改良区、県、農地中間管理機構が一体となって、人員増を伴う組織及び経営基盤の強化を図り、既存の営農組合、認定農業者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。また、有害鳥獣被害の多い山間部や山裾沿いなどの耕作条件不利農地が荒廃地とならないよう、香辛野菜や有機農作物等の作付け推奨など当該農地の担い手確保に配慮する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農業の生産効率の向上を図るため、農業者の要望を踏まえて用排水路等の基盤整備に取り組む。また、基幹施設設備の適切な機能保全を図るため、国県の補助採択を得ながら定期的な改良事業の実施はもとより、通常時における各種施設設備の点検・整備の充実及び適正化を図る。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 市、農業委員会、土地改良区、県、安房農業協同組合等と連携し、新たに農業経営を行う者に対し、農地提供の有無、就農のノウハウ、有機野菜や一般農作物の栽培方法等のITを活用した多様な情報発信の実施、就農への動機付けとなる消費者ニーズ等の情報提供、セミナーや先進地視察、実地研修会の開催等により多様な経営体を確保し、地域の後継者として育成・支援に努める。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農業支援サービスを行う事業者の情報を地域内で共有し、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境を整備する。これにより離農に歯止めが掛かり、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

鴨川市有害鳥獣対策協議会と連携し、鳥獣被害の防止に努める。
 農業経営体、行政機関や農業協同組合(青果市場、流通、仲卸、小売業者)との連携・協働により、気候や土壤に適した果樹や野菜類の作付・生産の奨励や団地化とともに、特産品やブランド品の創出を図る。
 消費者の多様なニーズに応じた収益率の高い農産物の生産環境の整備とともに、その担い手となる生産組織を育成する。
 特に葉物野菜やきのこ類など、育成・管理面における一貫したIT化や機械化を図りながら、その生産性と収益性の向上に資するため、これらの担い手となる民間企業や民間資本の誘致を図る。
 山間・山裾地、耕作条件不利地などの荒廃地化を防ぐとともに、我が国の酪農・畜産の振興を支えるため、露地栽培が可能で、かつ収穫までの作業が機械化できる飼料用作物の生産を奨励し、積極的に推進する。
 優良農地を支えるダムやパイプライン等の基幹施設設備の適切な機能保全を図るため、国県の補助採択を得ながら定期的な改良事業の実施はもとより、通常における各種施設設備の点検・整備の充実及び適正化を図る。
 水稲を中心とした出荷時の効率的かつ合理的な農作業を可能とするための大規模ライスセンターを整備する。
 離農や耕作放棄に歯止めを掛けるため、農機具バンクや農作業サポート組織の設置若しくはその誘致を図る。